

独立行政法人改革等に関する基本的な方針 に基づく見直し(年金関連)

厚生労働省年金局

平成27年1月21日

独立行政法人改革の全体像

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

○制度の見直し:各法人に共通する規律を改正(以下の法改正とともに、運用も改善)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)
業務の特性に応じて法人を3分類(中期目標管理型、単年度管理型、研究開発型)等

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
(平成26年法律第67号)(改正対象法律は229本)

⇒ 第186回通常国会で成立 施行日:平成27年4月1日

○組織の見直し:個別法人の統廃合等(100法人 → 87法人)

各独法設置法改正法案【第186回国会以降、各府省】:法人の統廃合等組織の見直し

【福祉医療機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入する。
- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、資金の効率的運用の観点から、現在年1回とされている回収金の国庫納付を定期的に行えるよう所要の措置を講じる。

【年金積立金管理運用独立行政法人】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 運用委員会について、複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制を整備する。
- 高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入を検討する。
- なお、資金運用の観点から行う公的・準公的資金の運用の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直し等に係る有識者会議の提言については、それを踏まえ、今後厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することも含め必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

- 独立行政法人通則法第35条に基づき、中期目標期間の終了時に主務大臣が策定するもの。
- 厚生労働省独立行政法人評価委員会で審議の上、1月14日決定。

第1 業務実施体制の見直し

1 高度で専門的な人材の確保とその活用等

本法人は、年金事業の運営の安定に資することを目的として、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、年金積立金を安全かつ効率的に運用することが求められている。また、デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即した対応が必要となることから、高度で専門的な人材の確保が必要とされている。(中略)

運用対象の多様化等に応じ、高度で専門的な人材の確保を進めるに当たり、高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を図るため、閣議決定等を踏まえ年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)本則上の主たる事務所の位置を「東京都」とし、合わせてより適切な事務所への移転を検討するものとする。

また、高度で専門的な人材の確保の一環として、年金積立金の管理及び運用の業務執行の体制強化のため、理事を追加するものとする。

また、高度で専門的な人材の本法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を図るものとする。

さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すとともに、現在、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している調査研究業務を当該人材を含めた本法人の職員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを本法人内に蓄積することを目指すものとする。

なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすく説明するものとする。

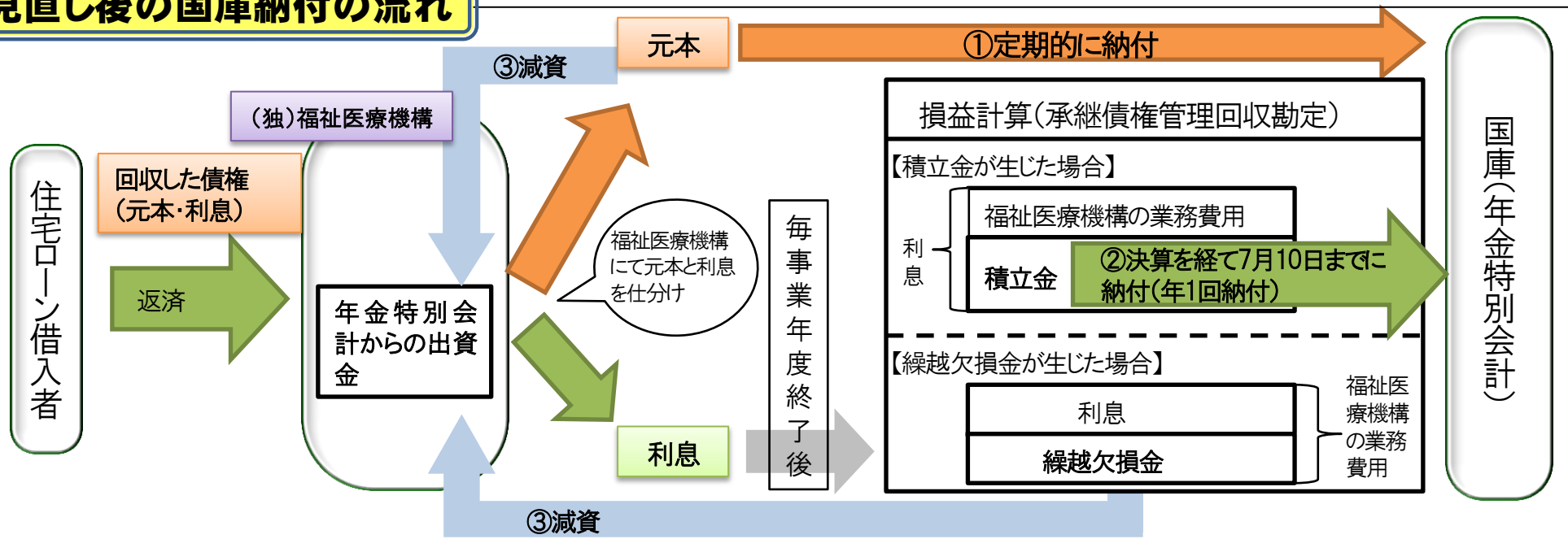
(独)福祉医療機構の承継債権管理回収業務における国庫納付の複数回化

見直しの概要

- (独)福祉医療機構が毎事業年度、承継債権管理回収業務で回収した年金住宅融資等債権は、翌事業年度に損益計算を経た後に、元本と利息をまとめて年1回、年金特別会計に納付しているところ。機構が回収した資金を年金給付の財源として迅速に活用することにより、年金積立金管理運用独立行政法人の寄託金の取崩しを抑制し、年金財源を効率的に運用するため、以下の見直しを行う。

- ・元本部分： 当該事業年度から年複数回、定期的に年金特別会計に納付
- ・利息部分： 損益計算が必要であるため、翌事業年度に現行制度と同様、年1回、利息から業務費用を差し引いた金額を年金特別会計に納付

見直し後の国庫納付の流れ

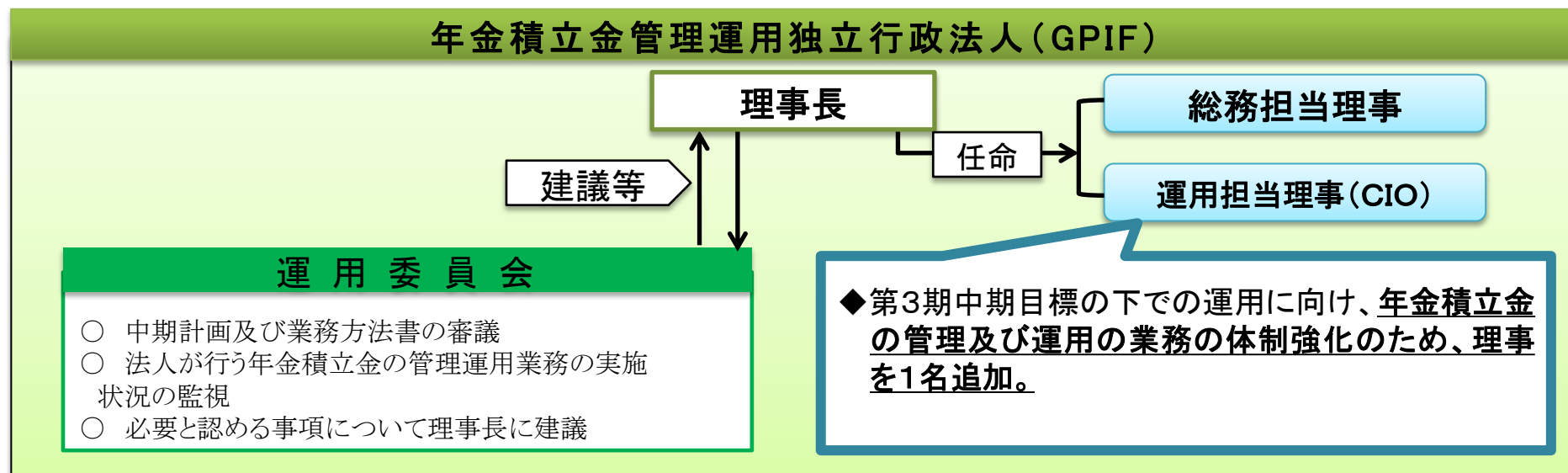


年金積立金管理運用独立行政法人についての見直し概要

GPIFについては、閣議決定において、「公的・準公的資金の運用の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直し等に係る有識者会議の提言については、厚生労働省において、主たる事務所の所在地に関することも含め必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う」とされている。

また、社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会報告において、「運用目的・目標等に沿った具体的な運用手法等については、資金運用について一般に認められた知見に基づき、運用の専門家であるGPIFに委ねるのが適当」とされており、平成27年4月からの第3期中期目標の下で、この報告を踏まえた運用を行うことに併せ、執行部門の専門性の強化が急務。

➡ ①理事の追加、②本則上の主たる事務所の所在地について所要の措置を講じる。



【本則上の「主たる事務所」の所在地】

創設当初の平成16年から、経過措置によって主たる事務所の所在地を「東京都」としているが、独法基本方針、「日本再興戦略改訂2014」等を踏まえ、高度専門人材確保等のため、本則上の主たる事務所の位置を「東京都」とする。